

発議第32号

流山市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年12月2日提出

提出者

流山市議会議員 海老原 功一

賛成者

流山市議会議員 菅野 浩考

〃 青野 直

〃 田中 人実

提案理由 犯罪や災害の発生を誘発する機会を減少させ、市民の安全で良  
好な日常生活を確保するため、空き家等の適正管理を図るもので  
ある。

## 流山市空き家等の適正管理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、犯罪や災害の発生を誘発する機会を減少させ、市民の安全で良好な日常生活を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に存する建物で常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不良状態 空き家等が犯罪又は災害の発生を誘発する恐れがある状態又は市民が生活を営む上で支障を来すおそれがある状態をいう。
- (3) 所有者等 市内に存する建物又はその敷地の所有者又は管理者をいう。

### (所有者等の責務)

第3条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不良状態とならないよう適正に管理しなければならない。

### (指導又は助言)

第4条 市長は、空き家等が管理不良状態であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、空き家等の適正な管理のための必要な措置について指導又は助言をすることができる。

### (勧告)

第5条 市長は、前条の規定により指導又は助言を受けた空き家等の所有者等が、管理不良状態を改善せず、管理不良状態が継続していると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該空き家等の適正な管理のための必要な措置を講じるよう勧告することができる。

### (立入調査等)

第6条 市長は、管理不良状態である空き家等があると認めるときは、必要な限度において職員を当該空き家等に立ち入って調査させることができる。

### (命令)

第7条 市長は、第5条の規定による勧告に係る措置をとらない所有者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

第8条 市長は、前条の規定により命令を受けた所有者等が正当な理由なくこれに従わず、かつ、管理不良状態が継続しているときは、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事

務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 当該空き家等の所在地

(3) 前条による命令の内容

2 前項の規定による公表は、流山市公告式条例（昭和26年流山市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示並びに市の広報紙への掲載及びホームページへの掲載による。

(協力要請)

第9条 市長は、犯罪や災害を防止するため、必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する警察署に、指導、助言、勧告及び命令の内容を提供し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(流山市安心安全なまちづくりの推進に関する条例の一部改正)

2 流山市安心安全なまちづくりの推進に関する条例（平成19年流山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

第13条を削り、第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。